

東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の
達成に向けた規制の在り方に係る論点
(第16回(1月10日開催)資料1に追記等)

平成26年1月31日

原子力規制庁

1. 経緯

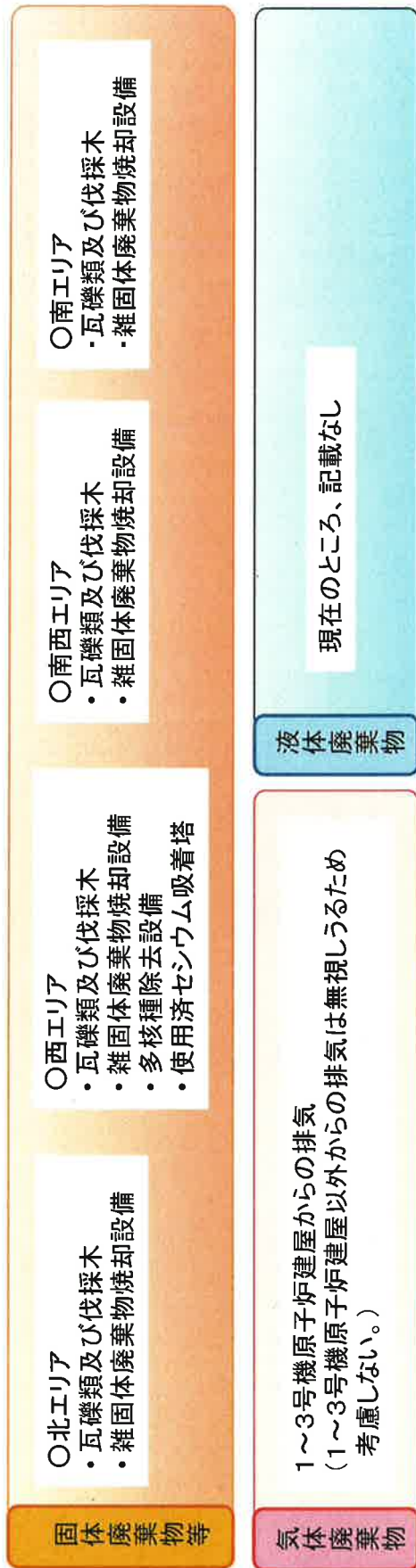
- 原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設に指定し、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」(平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。)を定めた。措置を講ずべき事項では、「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)について、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること」としている(別紙1)。
- 措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限である1mSv/年未満は、平成25年3月時点の評価では達成されていた。しかしながら、同年4月に発生した地下貯水槽からの漏えいに対応するため、地下貯水槽に貯蔵されていた汚染水が敷地境界近くのタンクに移送されたことに伴い、同年8月時点の当該タンク付近の敷地境界における実効線量の評価値は7.8mSv/年となっている(別紙2)。
- 原子力規制委員会は、平成25年8月14日、措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限を大幅に超過している状況と汚染水対策の緊急性を総合的に勘案し、線量低減対策等により、措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限である施設全体からの放射性物質の追加的放出による実効線量の評価値を早急に1mSv/年未満に復帰させる必要があるとの留意事項を示した上で、東京電力から提出された実施計画を認可した。

2. 現状

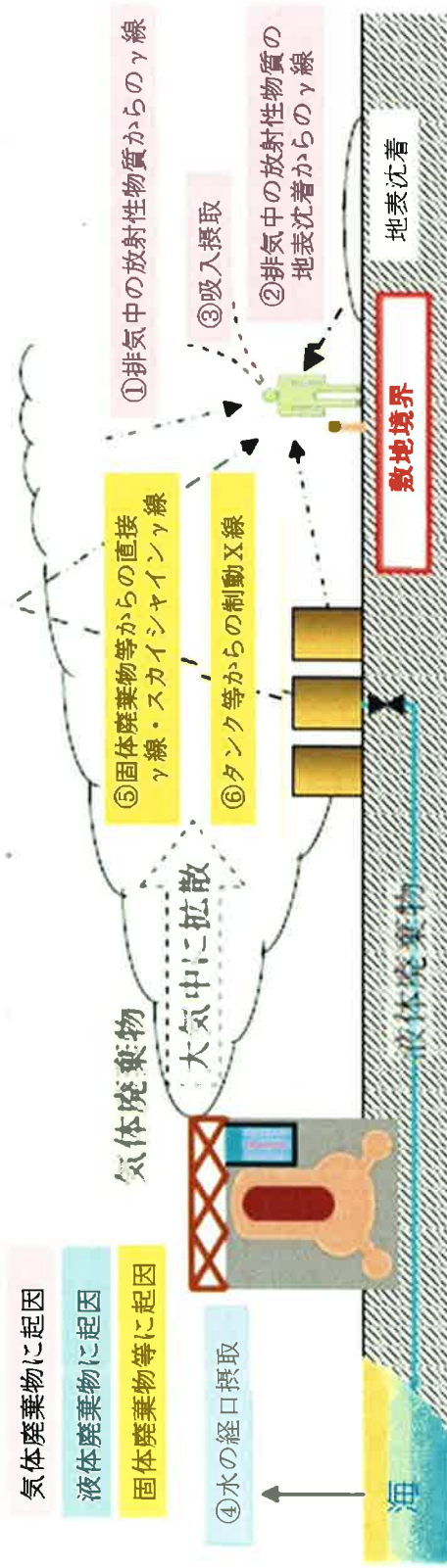
- 措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限からの大幅な超過の原因は、汚染水の地下貯水槽からタンクへの移送、汚染水貯蔵量の増大、瓦礫の撤去に伴う固体廃棄物貯蔵量の増加である。また、今後の汚染水の貯蔵量の増大や固体廃棄物の貯蔵状況により、敷地境界における実効線量の評価値は更に増大するおそれがある。
- 従って、以下のような問題がある。
 - ✓ 措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限について、いつまでに達成できるかが明確になっていない。
 - ✓ 措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限を満足していないため、達成時期までの間において、状況が改善されていくことを確認できるアプローチが存在しない。

措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限の対象

措置を講ずべき事項において制限の対象として規定されている「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）」の対象として、実施計画には以下のものが記載されている。



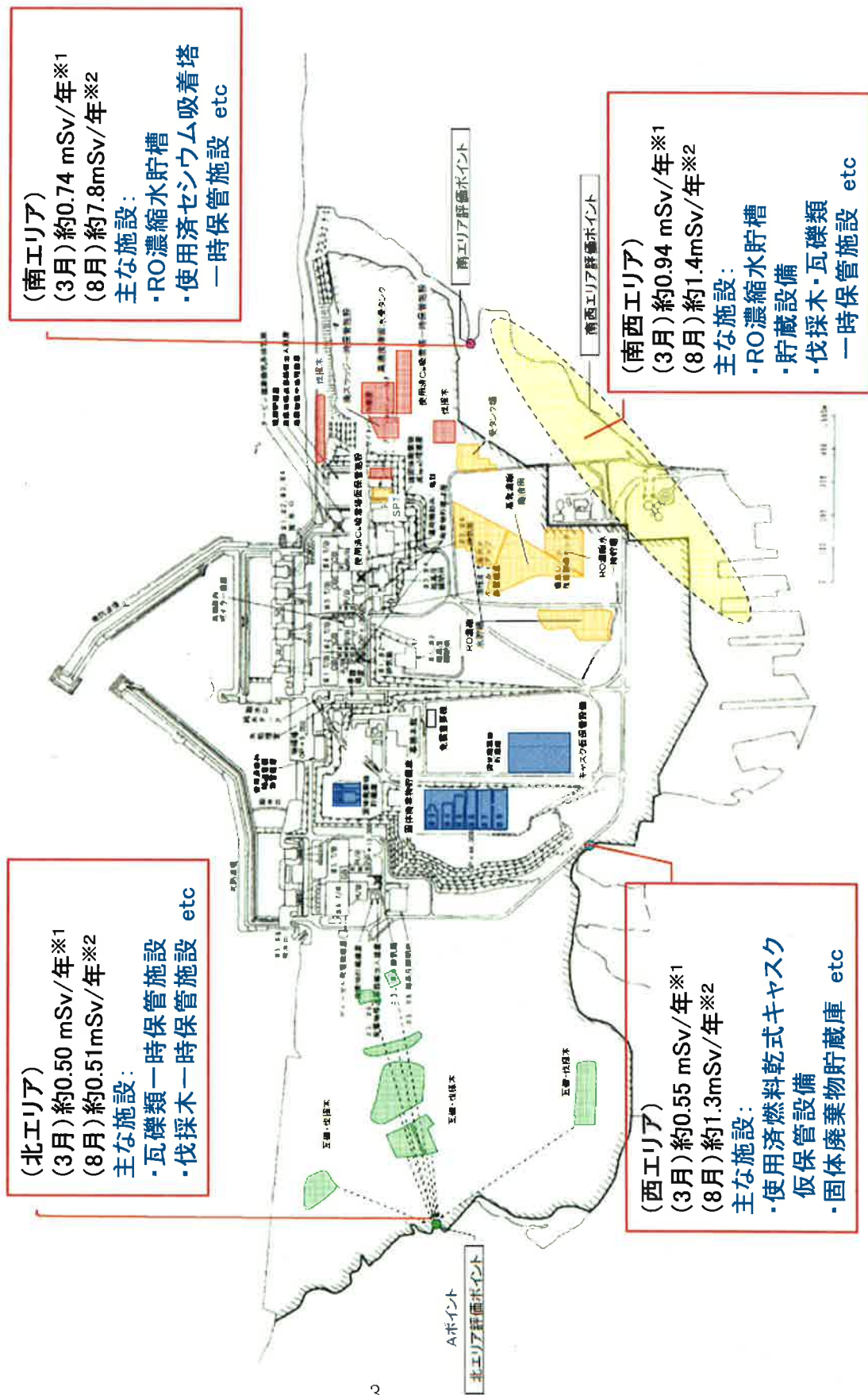
（参考）被ばく評価モデルのイメージ



※海産物の経口摂取によるものを含む被ばく評価については別途確認



施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量 (施設全体からの放射線物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)



※1 地下貯水槽からの汚染水移送前

※2 地下貯水槽から敷地境界近くのタンクへの汚染水移送後

資料: 東京電力の資料をもとに作成

(前回(1月10日)のものうち、(北エリア)(3月)0.5mSv/年を0.50mSv/年に、(南エリア)(3月)0.5mSv/年を0.74mSv/年に、(西エリア)(3月)0.5mSv/年を0.55mSv/年に、(南西エリア)(3月)0.47mSv/年を0.94mSv/年にそれぞれ訂正している。)